

○新潟市児童館条例

昭和 39 年 3 月 30 日条例第 19 号

改正

昭和 48 年 4 月 24 日条例第 29 号

昭和 51 年 7 月 14 日条例第 37 号

昭和 51 年 12 月 23 日条例第 61 号

平成 12 年 3 月 28 日条例第 39 号

平成 16 年 12 月 24 日条例第 134 号

平成 18 年 12 月 21 日条例第 71 号

平成 19 年 3 月 26 日条例第 31 号

平成 19 年 9 月 28 日条例第 69 号

平成 20 年 7 月 1 日条例第 39 号

平成 23 年 3 月 22 日条例第 28 号

平成 23 年 6 月 28 日条例第 41 号

平成 24 年 12 月 21 日条例第 110 号

平成 26 年 3 月 20 日条例第 24 号

新潟市児童館条例

(設置)

第 1 条 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 3 項の規定に基づき，児童に健全な遊びを与えて，その健康を増進し，及びその情操をゆたかにすることを目的として児童館を設置する。

2 児童館の名称及び位置は，次の表に掲げるとおりとする。

名称	位置
新潟市立坂井輪児童館	新潟市西区寺尾上 3 丁目 10 番 42 号
三ツ森児童館	新潟市北区高森 429 番地
早通児童センター	新潟市北区早通 37 番地 1
葛塚東児童館	新潟市北区太田甲 5762 番地 1
白根児童センター	新潟市南区白根 1372 番地
亀田東児童館	新潟市江南区亀田水道町 4 丁目 1 番 48 号
豊栄児童センター	新潟市北区東栄町 2 丁目 14 番 26 号

味方児童館	新潟市南区味方 679 番地
白根北児童館	新潟市南区鷺ノ木新田 5402 番地
白根南児童館	新潟市南区茨曾根 3455 番地 2
岩室地域児童館	新潟市西蒲区和納 1966 番地 7

3 児童館に、その施設として、集会、遊戯及び図書の閲覧をすることができる場所並びに便所を置く。

4 白根児童センターに、前項に規定する施設のほか、アリーナを置く。

(利用)

第2条 児童館は、一般の児童の遊びに利用させるほか、必要により子供会、母親クラブ等の団体が行なう活動に利用させるものとする。

2 市長は、児童館を児童の遊びに利用させる場合においては、必要により児童に対し遊びの個別的又は集団的指導を行なうものとする。

3 市長は、別に定めるところにより許可を受けた団体に、白根児童センターのアリーナを専用利用させることができる。

(利用の許可)

第3条 児童館を利用しようとする児童その他のものは、市長の許可を受けなければならない。

2 アリーナを専用利用しようとするものは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

(休館日)

第4条 児童館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、臨時にこれを変更することができる。

坂井輪児童館

(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる場合は、その翌日）

(2) 12月29日から翌年1月3日まで

三ツ森児童館、早通児童センター及び葛塚東児童館

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 12月29日から翌年1月4日まで

白根児童センター、豊栄児童センター、味方児童館、白根北児童館及び白根南児童館 12月29

日から翌年1月4日まで

亀田東児童館及び岩室地域児童館 12月29日から翌年1月3日まで

(開館時間)

第5条 児童館の開館時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、臨時にこれを変更することができる。

(1) 坂井輪児童館，三ツ森児童館，早通児童センター及び葛塚東児童館 午前9時から午後5時まで

(2) 白根児童センター

ア 第2条第1項の規定による利用 午前9時から午後7時まで

イ 第2条第3項の規定による利用 午後7時30分から午後9時30分まで

(3) 亀田東児童館，味方児童館及び白根南児童館 午前9時から午後6時まで

(4) 豊栄児童センター，白根北児童館及び岩室地域児童館 午前9時から午後7時まで

(使用料)

第6条 児童館の利用については、使用料を徴収しないものとする。

2 前項の規定は、児童館の利用に伴い要する教材費，光熱水費その他の費用の実費を，その利用者から徴収することを妨げるものではない。

3 第2条第3項の規定により利用を行わせる場合は，第1項の規定にかかわらず，当該利用をする者から別表に定める使用料を徴収する。

(使用料の徴収時期)

第7条 使用料は，市長が第3条第2項の規定により利用を許可するときに徴収する。ただし，市長は，特別の理由があると認める場合は，別にその使用料の納付期日を定めることができる。

(使用料の免除)

第8条 市長は，規則で定める特別の理由があると認める場合は，その使用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用料の還付)

第9条 既納の使用料は，還付しない。ただし，市長が特別の理由があると認める場合は，その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復)

第10条 児童館を利用する者（以下「利用者」という。）は，その利用が終了したとき，又は利用の許可を取り消されたときは，係員の指示に従い，直ちに利用場所を原状に回復しなければな

らない。

(損害賠償)

第11条 利用者は、その利用により児童館の施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(行為の禁止)

第12条 児童館の利用者は、児童館において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 建物又は設備をき損し、又はき損するおそれがある行為をすること。
- (2) 他の者に迷惑をかけるような行為をすること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が児童館の管理上必要があると認めること。

(許可の取消し等)

第13条 市長は、次の各号の一に該当する場合は、利用者に対し児童館の利用の許可を取り消し、又は児童館から退去させることができる。

- (1) 児童の個別的又は集団的指導に支障がある場合
- (2) 利用者が他の児童に悪影響を及ぼすような行為をした場合
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、市長が児童館の管理上必要があると認める場合

(指定管理者による管理)

第14条 市長は、児童館の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に次に掲げる児童館の管理を行わせる。

- (1) 三ツ森児童館
- (2) 早通児童センター
- (3) 葛塚東児童館
- (4) 白根児童センター
- (5) 亀田東児童館
- (6) 豊栄児童センター
- (7) 味方児童館
- (8) 白根北児童館
- (9) 白根南児童館
- (10) 岩室地域児童館

(指定管理者の指定の手続)

第15条 児童館の指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請をしたもののうち、提出された事業計画書等により、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを、児童館の指定管理者として指定するものとする。

- (1) 児童館の平等利用が確保されること。
- (2) 児童館の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有していること。

(指定管理者の業務の範囲)

第16条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第2条第2項に規定する事業の実施に関する業務
- (2) 児童館の利用の許可に関する業務
- (3) 使用料の納付期日の決定及び免除に関する業務（白根児童センターの管理を行う場合に限る。）
- (4) 第13条の規定による退去等の命令に関する業務
- (5) 児童館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (6) その他児童館の管理上、市長が必要と認める業務

(秘密を守る義務)

第17条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(個人情報の取扱い)

第18条 指定管理者は、個人に関する情報（以下「個人情報」という。）の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、児童館の管理に関し必要な事項は、別に市長が規則で定める。

附 則

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則（昭和 48 年条例第 29 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 48 年 4 月 12 日から適用する。

附 則（昭和 51 年条例第 37 号）

この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 2 項の規定により新潟県知事がした告示の効力が発生した日から施行する。

附 則（昭和 51 年条例第 61 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 51 年 11 月 1 日から適用する。

附 則（平成 12 年条例第 39 号）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年条例第 134 号）

この条例は、平成 17 年 3 月 21 日から施行する。

附 則（平成 18 年条例第 71 号）

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年条例第 31 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、附則第 2 項の規定は、公布の日から施行する。（平成 19 年新潟市規則第 173 号で同 19 年 9 月 1 日から施行）

（準備行為）

- 2 指定管理者の指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（平成 19 年条例第 69 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して 7 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。（平成 20 年新潟市規則第 55 号で同 20 年 4 月 26 日から施行）

（準備行為）

- 2 亀田東児童館の指定管理者の指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（平成 20 年条例第 39 号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して10月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。（平成21年新潟市規則第5号で同21年4月1日から施行）

（準備行為）

2 豊栄児童センター及び味方児童館の指定管理者の指定及びこれに関し必要な行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。

附 則（平成23年条例第28号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して11月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。（平成23年新潟市規則第83号で同24年2月1日から施行）

（準備行為）

2 白根北児童館の指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。

附 則（平成23年条例第41号）

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 三ツ森児童館、早通児童センター及び葛塚東児童館の指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。

附 則（平成24年条例第110号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第24号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して13月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。（平成27年新潟市規則第4号で第1条第2項の表に次のように加える改正規定（白根南児童館の項に係る部分に限る。）、第4条白根児童センター、豊栄児童センター、味方児童館及び白根北児童館の項及び第5条第3号の改正規定並びに第14条に2号を加える改正規定（第9号に係る部分に限る。）は同27年3月1日から

施行) (平成 27 年新潟市規則第 32 号で第 1 条第 2 項の表に次のように加える改正規定 (岩室地域児童館の項に係る部分に限る。), 第 4 条亀田東児童館の項及び第 5 条第 4 号の改正規定並びに第 14 条に 2 号を加える改正規定 (第 10 号に係る部分に限る。) は同 27 年 4 月 1 日から施行)

(準備行為)

- 2 白根南児童館及び岩室地域児童館の指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は, この条例の施行前においても, 行うことができる。

別表 (第 6 条関係)

供用時間	使用料の額
午後 7 時 30 分から午後 9 時 30 分まで	1 時間につき 1,500 円

備考 利用時間に 1 時間に満たない端数があるときは, これを 1 時間に繰り上げる。